

第 42 回学会大会

基調講演

シンポジウム

特別セッション

基調講演

2010年春川ワールドレジャー総会の再検討と レジャー・レクリエーションの価値及び機能

金 俊希

(韓国レジャー・レクリエーション学会名誉会長・Yong In University 教授)

ワールドレジャー総会は“レジャー活動を通じた人類の豊かな生活の追求”をもとに創設されたワールドレジャー機構(WOL)によって2年に1回大陸別に循環開催されている最高の権威をもつレジャー分野の学会会議として、1988年カナダのレイルクで第1回目の総会が開かれた。

そして第11回目の総会は、韓国の江原道に位置する春川市で2010年8月28日から9月2日までの6日間“余暇とアイデンティティ(Leisure and Identity)”というテーマで行われた。

40カ国のレジャー関連学者、政策関係者、企業人、学生など3150名が参加し、8月28日総会登録と前夜祭、29日開幕式と基底講演など、9月2日まで多様なセッション、ワークショップ、シンポジウムなどが行われた。特に“余暇とアイデンティティ(Leisure and Identity)”をテーマに750編の論文が発表されており、こうした学術活動と共にさまざまな体験プログラムも行われた。

またワールドレジャー総会と共にワールドレジャー競技大会を初めて開催された。これは春川市とワールドレジャー機構が主催するものとして、世界67カ国から14927名が参加した最大規模のレジャー大会であった。この大会によって春川は世界的なレジャー都市として跳躍した。

第1回春川ワールドレジャー競技大会(1'st World Leisure Games Chun-Cheon 2010)は、体験による生活の向上を主題にソナムスポーツタウンや滑空競技場などで、2010年8月28日から9月5日までの9日間行われており、従来レジャー総会だけで開かれた世界大会が2010年春川で初めて総合競技大会と共に開催された。

今大会は、余暇学からレクリエーション、公園、観光、保健、心理学、ホテル経営学などレジャーと関連するすべての分野の学問領域を扱う国際的な学術行事として、今後のレジャー学の流れが伺えることで国内外の関心を集められた。さらに初めに行われたレジャー競技大会は、人が追求する幸せな人生、健康、生活向上、豊かな生活追求に相応しい理論的レジャーと実践のレジャーが創り上げたレジャーの機能と役割にその価値が認められる行事であったと考えられる。

2012 学会大会シンポジウム「スポーツ基本法とレクリエーション」

シンポジウム「スポーツ基本法とレクリエーション」 ～2013 年東京国体準備・2020 年東京オリンピック招致の中で～

コーディネーター 森川 貞夫
(日本体育大学名誉教授・市民スポーツ&文化研究所代表)

<開催趣旨>

昨年制定されたスポーツ基本法の第 24 条には「国及び地方公共団体は、心身の健全な発達、生きがいのある豊かな生活の実現等のために行われるハイキング、サイクリング、キャンプ活動その他の野外活動及びスポーツとして行われるレクリエーション活動（以下この条において「スポーツ・レクリエーション活動」という。）を普及奨励するため、野外活動又はスポーツ・レクリエーション活動に係るスポーツ施設の整備、住民の交流の場となる行事の実施その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。」と規定されました。

周知のように旧スポーツ振興法では第 10 条で「心身の健全な発達のために行われる徒歩旅行、自転車旅行、キャンプ活動その他の野外活動を普及奨励」するとあったのに比べるとかなり突っ込んだ内容になっています。また施設整備だけではなく「住民の交流の場となる行事の実施その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない」という文言にあるように「スポーツ・レクリエーション活動」への期待は従来よりまして大きいといえるでしょう。同時に国や地方公共団体だけではなく学会やレジャー・レクリエーション関係団体の「連携・協働」（第 7 条）により、「国民が生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営む上で不可欠な」「スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営む」権利の実現のために貢献することが求められているといえるのではないのでしょうか。

したがって本シンポジウムではそれぞれの演者が置かれている立場から来年開催される東京国体準備と 2020 年東京オリンピック招致の中でどのようなことを期待し、実現しようとしているかを論じ合えればと考えています。またフロアからの積極的な質問や発言も期待します。

シンポジウム「スポーツ基本法とレクリエーション」
我が国のスポーツ政策の動向
～レジャー・レクリエーションの果たす役割について～

中平 公士

(文部科学省スポーツ・青少年局スポーツ振興課スポーツ指導専門官)

1. スポーツ基本法について

- ・ 制定の経緯
- ・ スポーツ基本法の概要
- ・ 第24条 野外活動及びスポーツ・レクリエーション活動の普及奨励

2. スポーツ基本計画について

- ・ 制定の経緯
- ・ スポーツ基本計画の概要
- ・ レジャー・レクリエーションに関連する項目について

3. その他

- ・ 具体的な取組事例

シンポジウム「スポーツ基本法とレクリエーション」

杉 山 茂

(東京都スポーツ振興審議会会長・スポーツプロデューサー)

「スポーツ基本法」は、スポーツの社会的な役割を明らかにした点が、いささか遅きに失したとはいえ大きな特徴といえる。

その“具体的な手法”として、スポーツに親しむ（行う）者とスポーツ関係団体の努力規定を設け、それらの権利や利益の保護、健康の保持増進などの推進を図るとしている。

スポーツは、スポーツ大好き人間の体育会的・運動部的信者だけのものではようやく無くなった。

「スポーツ基本法」によって、スポーツは一度むけたとも言えるが、それをスポーツの格上げとばかりに信者たちが浮かれあがっては元も子もない。「スポーツ」の社会的責任は過去とは比べものにならないほど大きく深く広がった。

それは、改めて「スポーツとは」を問い直すことになる。この作業を怠っては、日本のスポーツの“発展”はいつまでも望めない。

改めてスポーツの本質は、プレイ＝遊び にあることが認識され、「レクリエーション」との共通項を強めることが求められる。

スポーツはスポーツだけのものであっては広がりに限られる。社会的、文化的なほかの活動との関わりを深め、それらとの“合体”を目指すべきだろう。

それによってスポーツを通じてのクラブライフが展開できるし、スポーツツーリズムによって自然や環境を身近に考えることができる。

健康をめぐっても休養（睡眠）、栄養などを含めてスポーツ愛好者同士の会話のなかからテーマを探し出したい。これらの交流は、地域への愛着を育み、活力（一体感）を呼ぶことが期待される。とはいえ、「スポーツ基本法」が打ち出す「住民が主体的に参画する地域のスポーツ環境の整備」は相変らず課題が多い。

スポーツクラブも総合型という名目を冠するが故に“混乱”がつづいたままだ。ヨーロッパでも5競技（種目）以上を抱えるスポーツクラブは少なく、30を越すスポーツ活動をつづける日本の「大学スポーツ」は彼（彼女）らの目からすれば驚きだ。私の理解する“総合”は多世代である。

施設の悩みも消えない。モデルとされた施設が提供される例はない。

指導者もボランティアの活用は進んでいるとされるが、軸となる専任指導者の“職業化”にはほど遠い。

「スポーツ基本法」はスポーツを楽しむ、スポーツで遊ぶ状況が整えられてこそ活きる。

この「法」でスポーツが拡充するのではなく、「スポーツ」を愛好する総ての人によってこの「法」を光あるものにしたい。

シンポジウム「スポーツ基本法とレクリエーション」

澤内 隆

(東京都レクリエーション協会専門委員・文教大学講師)

◎「スポーツ基本法」の中でレクリエーションも法律の条文に！

第 24 条「国及び地方公共団体は、心身の健全な発達、生きがいある豊かな生活の実現などのために行われる〈中略〉野外活動及びスポーツとして行われるレクリエーション活動【スポーツ・レクリエーション活動】を普及振興するため、野外活動又はスポーツ・レクリエーション活動に係るスポーツ施設の整備、住民の交流の場となる行事の実施その他必要な施策を講ずるよう努めなければならない。」

●諸外国のスポーツ関連法の 3 分類／国連の権利宣言や政策

●日本レクリエーション協会『高齢者の体力づくり支援事業』ニューエルダー応援事業

●東京都レクリエーション協会 スポーツ祭東京 2013 デモスポ行事

●「まち歩き」のすすめ

●東日本大震災支援

◎スポ・レクイノベーションの必要性

スポーツ・レクリエーションを通して居心地の良さ、人と繋がる楽しさ、健康になれる喜びなどを実感し、生活に活かす。参加者協働で、既存スポーツのルールを工夫変化させて楽しむ力を育む。

◎アイデアキーワード

ニューウェーブ エアスポーツ／空中エクササイズ／ショー・クワイヤ
総合型スポーツクラブのテーマパーク化、宿泊、ジム、フィットネス、飲食施設
スポーツツーリズム／スポーツイベントを通しての企業とのコラボ
地域の歴史・文化に根付いたスポーツ・レクリエーションが地域を活性化
中高年消費の主役 カラオケボックス／フィットネスクラブ／TDL
社内のイベント I T 企業に活力 障害物競走／ドッジボール／たこ揚げ
なでしこジャパン効果／東京マラソン効果／スポーツボランティア
バーチャルスポーツ・レクリエーション シンクロ動画の活用
ワンコインお試し体験講座の人気

MAKENAI FUTURE (負けない未来、自分で創る!)

特別セッション（A）東日本大震災とレクリエーション

震災後の日常世界とレジャー・レクリエーション ～2年目の暮らしと復興支援～

コーディネーター 山崎 律子（余暇問題研究所長・学会震災対応プロジェクトリーダー）

○震災対応プロジェクトの活動

大自然の脅威に直面してから1年が経つ。その直後から、本学会の理事会有志が“震災対応準備委員会”を設けた。実のところ、本学会として何をしてよいか分からなかった。試行錯誤の末、その後理事会の中に“震災対応プロジェクトチーム”が立ち上げられた。

数々の会合の結果、現場に直面して、活動している日本レクリエーション協会小田原一記先生、学生と共に現場に関わった江戸川大学後藤新弥先生、そして学会員の小池和幸先生、田中伸彦先生、谷口勇一先生などに、昨年開催された大分大学での本学会大会にシンポジストとして当時の状況を報告していただいた。（レジャー・レクリエーション研究 69号・p99～p116）

そこで得たものは、本学会員としての連帯感と、実践力の必要性だった。そこで本学会の社会的使命の中心課題である“すべての人々のQOLを高める”ためには、本学会員の連帯意識と実践力の向上が必須であると認識された。その具体的な情報共有のための下記に示す専用メールを開設して、学会員の方々の情報交換を通して、震災対応支援活動を行う態勢を整えて、活動の様子をぜひ知らせてくださることを願ってきた。また、お寄せくださった情報を分類整理することを進めて、長期的にも対応できるようにしている。

専用メールアドレス： 3.11disaster.japan@jslrs.jp

そして、いただいた情報は、学会のホームページに掲載させていただくようにしている。ちなみに、ホームページは・・・

学会ホームページ： URL:<http://jslrs.jp/3.11disaster.japan/>
学会員の皆様の積極的なご協力を切にお願いしたい。

○今回の特別セッション

さらに今回は、現場で献身的に活動されている福島県レクリエーション協会事務局長の佐藤喜也先生に、2年目の状況をお聞きすることにした。

本学会としても2年目が正念場であることを銘記して、積極的かつ活発なご質問、ご意見をいただきたい。そして本学会の社会的使命の一つである震災対応の道筋を明らかにする機会となることを期待したい。そのためには、学会員一人一人のご協力が欠かせない。

外で遊びたい！故郷に帰りたい！
～福島県の被災者の現状とレクリエーション協会の動き～

佐藤 喜也（特定非営利活動法人福島県レクリエーション協会事務局長）

1 3月11日からのこと

震災直後、私達は、福島県や事務局のある福島市の社会福祉協議会に対して、必要な支援にはいつでも応える旨の連絡を入れ、情報収集・避難所の状況把握を行い、平日でも動けるメンバーを募りながら3月22日から避難所訪問を開始しました。

避難所では様々な話をお聴きしました。それぞれに被害の深刻さ、及び被災者の心の重さを訴えるお話でした。私達が、たくさんのお話を聴くことができたのは、「マニキュア」や「喫茶」、「マッサージ」等を避難所で提供するアクティビティの中に位置づけたからだと思います。

2 避難所から仮設住宅へ

8月になると避難所は閉鎖され、避難者の生活の場は仮設住宅に移っていきました。

福島県協会も、8月から仮設住宅を訪問してきましたが、そのきっかけは、震災前からずっとつながりを持ってきた社会福祉協議会との関係でした。「播いた種しか刈り取れない。」と言いますが、日常の関わりがこのような非常時に役立つことを強く感じました。

3 そして巡り来た3月11日

震災から1年を過ぎて、私達がある仮設住宅を訪問したとき、年配の女性から声を掛けられました。「待ってたよ、1年たったら急に誰も来てくれなくなっちゃってさ。」

忘れ去られていくことへの恐れは私達にもあります。忘れ去られて起きる高齢者の孤独死や、放射能で外遊びが大きく制限されてから1年以上がたつ、子どもたちの健康の問題と、私達はこれからも、福島の地で闘い続けなければなりません。

4 レクリエーションにできること

外で遊びたいのに遊べない。故郷に帰りたいのに帰れない。福島県の被害は目に見えない、そして復興に最も長く時間を要する被害かも知れません。その苦しみを背負っている被災者のために私達ができることは、苦しみの中でも楽しさを伝えることであり、「私達は忘れません。」という気持ちを、レクリエーション活動の楽しさにのせて伝えることだと思います。

「筋トレは疲れるから行かない。」と言っている高齢の女性の方は私達の訪問には、欠かさずおいでになります。震災後5月から行っている保育所・幼稚園の訪問は、最初は「押しかけ」で始まりましたが、今はたくさんの保育所・幼稚園、小学校からもオファーを頂きます。

震災直後は、「レクリエーションって、何ができるの?」と避難所を担当する行政職員から訝られました。あってはならないことですが、もしも再びこのようなことが起きたときのためにも、市民・行政が認めてくれる制度の確立が必要です。

「何かをなし得るためには、心底信じる人の懸命な努力がなければうまくはいかない。そういった人は、片手間でやる人の中からは見いだせない。」というドラッカーの言葉をかみしめながら、私達はまた被災地へ向かいます。

特別セッション（B） 公園レクリエーション

都市公園におけるレクリエーション・サービスの現状と課題

森本千尋（公園財団 公園管理運営研究所開発研究部長）

田中裕子（公園財団 越後公園管理センター）

はじめに

都市公園は、主として屋外レクリエーションの場であり、1956年制定の都市公園法では、園路及び広場、休養施設、遊戯施設、運動施設、教養施設と言って施設を公園に設置できる施設と定めている。公物管理として、これらの施設の利用環境を維持すること（維持管理）から、社会環境の変化に対応したサービスの提供の重要性がますます高まっている。本稿では、都市公園におけるレクリエーションに関するニーズに応える利用者サービスを概括し、公園レクリエーションの活性化に向けた課題を整理する。

1. 近年の公園管理の動向 ～利用者サービスの向上という命題

平成15年の地方自治法の一部改正により、「公の施設のより効果的・効率的な管理を行うため」、指定管理者制度が導入された。他の公共施設同様、都市公園の管理業務においても、都道府県、政令市、人口規模の大きい自治体で、また、総合公園等の規模の大きい公園での本制度の導入率は高い。¹⁾

本制度は、管理費の縮減とともに利用者サービスの向上という効果が求められているが、本制度導入に伴う利用者サービス向上の具体的事例（都市公園に限らず）としては、開館日時の延長、講座・イベントの充実、予約制度の改善、料金設定の変更、設備の充実、広報の充実に関するものがあげられている。²⁾

東京都立公園の指定管理者の選定基準をみると、業務の知識及び経験、安定的な経営基盤、管理運営体制の確保、適正な維持管理能力とともに、「公園利用者に対する質の高いサービスの提供を行えること」が含まれており、指定管理者の行った管理運営状況の評価の観点には、事業効果の項目の一つに「利用者サービス向上の取組（イベントや情報発信、園内サインの工夫）」とあげられている。東京都のホームページで公表されている都立公園の評価結果を見ると、公園利用を誘発し、公園の環境や資源を有効に活用した公園利用の幅を広げる試みが利用者サービスの向上として評価できる項目とみなされていることがわかる。（表1参照）

表1 東京都立公園指定管理業務の評価における利用者サービス関係項目の整理

区分	事例
多様な主体との連携	地元警察・消防との連携、文化館との協働、アーティストとのコラボレーション、ボランティアとの協働ほか
イベント	セミナー、コンサート、樹林観察会、野外展示会、ガイドツアー、花壇コンテスト、水仙まつり、伝統的植物手入れ、寄席、ウォーキングイベントほか
体験型、利用者参加型	外来種の防除・希少種の保護活動、ため池保全、田畑作業体験（サツマイモ、シイタケ、田んぼ）、各種ボランティア活動ほか
レクリエーション利用情報の発信	HPリニューアル、マールマガジンの配信、掲示板の増設、携帯端末の活用、生きものマップ作成、子ども向けガイドブックほか

※ 平成23年度指定管理者管理運営状況評価 評価結果一覧（都立公園等）より

指定管理者制度の導入により、公園利用者の自由なレクリエーション利用を座して待つのではなく、

公園の有するレクリエーションの場としてのポテンシャルを最大に引き出すことが、ますます求められるようになったと言えよう。

2. 公園マネジメントにおけるレクリエーション・サービス

公園利用者は一律ではない。公園も立地環境や施設内容によりその役割はさまざまである。利用実態調査で把握できることは、マスとしての公園利用者の利用動向や利用意向である。したがって、レクリエーション・サービスを企画する場合は、大量の動員力のあるイベントも行いつつ、少人数のイベントも企画する。また、高齢者の参加しやすいプログラム、学校団体のニーズに応える学習プログラム、障害を持つ方も参加できるプログラムなど、きめの細かい対応も必要である。

公園の持つ資源を生かしたテーマ展開（景観、自然資源、歴史文化、地域の文化や産業、健康、防災など）や、地域振興、観光振興、地域環境の保全など公園の立地する地域全体から見た公園の役割についても留意しなければならない。さらに、それらのレクリエーション・サービスの計画段階から実行段階までのさまざまな場面で、住民、ボランティア団体、NPO、各種関係機関等との連携も利用者サービスの質を向上させる上で重要となる。

サービスの形態も、単発のイベント、ガイド型（人によるガイド、ウォーキングコースの設定やガイドマップを活用したセルフガイドなど）、また、バーベキューなどの食の楽しみの提供、雑木林の手入れなどの作業型など、分類不能なほど多様である。

3. 市民参加によるレクリエーション・サービス

さらに、指定管理者制度とともに、市民参加による公園運営も広がっており、公園ボランティアの活動内容は多岐にわたる。参加者は比較的年齢の高い方が多く、社会参加活動そのものが余暇活動の一つとなっていると言える。そして、このようなボランティア活動が、一般公園利用者のためのレクリエーション・サービスの拡充にもつながっている。

公園管理者のお手伝いをするボランティアばかりでなく、一定のエリアの管理運営の多くの部門をボランティアの活動として実施している例も見られる。

当財団が毎年募集している「夢プラン」は、国営公園で自分たちがやってみたいことを提案していただく事業だが、アイデア部門、チャレンジ部門に数多くの応募があり、レクリエーション・サービスが公園管理者から利用者への一方通行ではないことを実感する。

おわりに

都市公園は、レクリエーションの場としてばかりでなく、防災（災害時の避難地や救援活動の場など）、環境保全（ヒートアイランド現象の緩和、生物の生息・生育環境など）、景観（地域の歴史文化資源と一体となった緑など）の機能を持っている。都市住民の豊かなレクリエーション体験は、これらの都市公園機能が生かされてこそと考える。公園や地域の持つ資源（環境、施設、人材、情報等）についての深い理解・認識がレクリエーション・サービスの提供者＝公園管理者に求められる。

参考文献

- 1) (社)日本公園緑地協会「指定管理者制度に関するアンケート調査報告書」平成22年12月
- 2) 大阪市「平成22年度指定管理者の管理運営状況に対する評価結果」平成24年4月1日